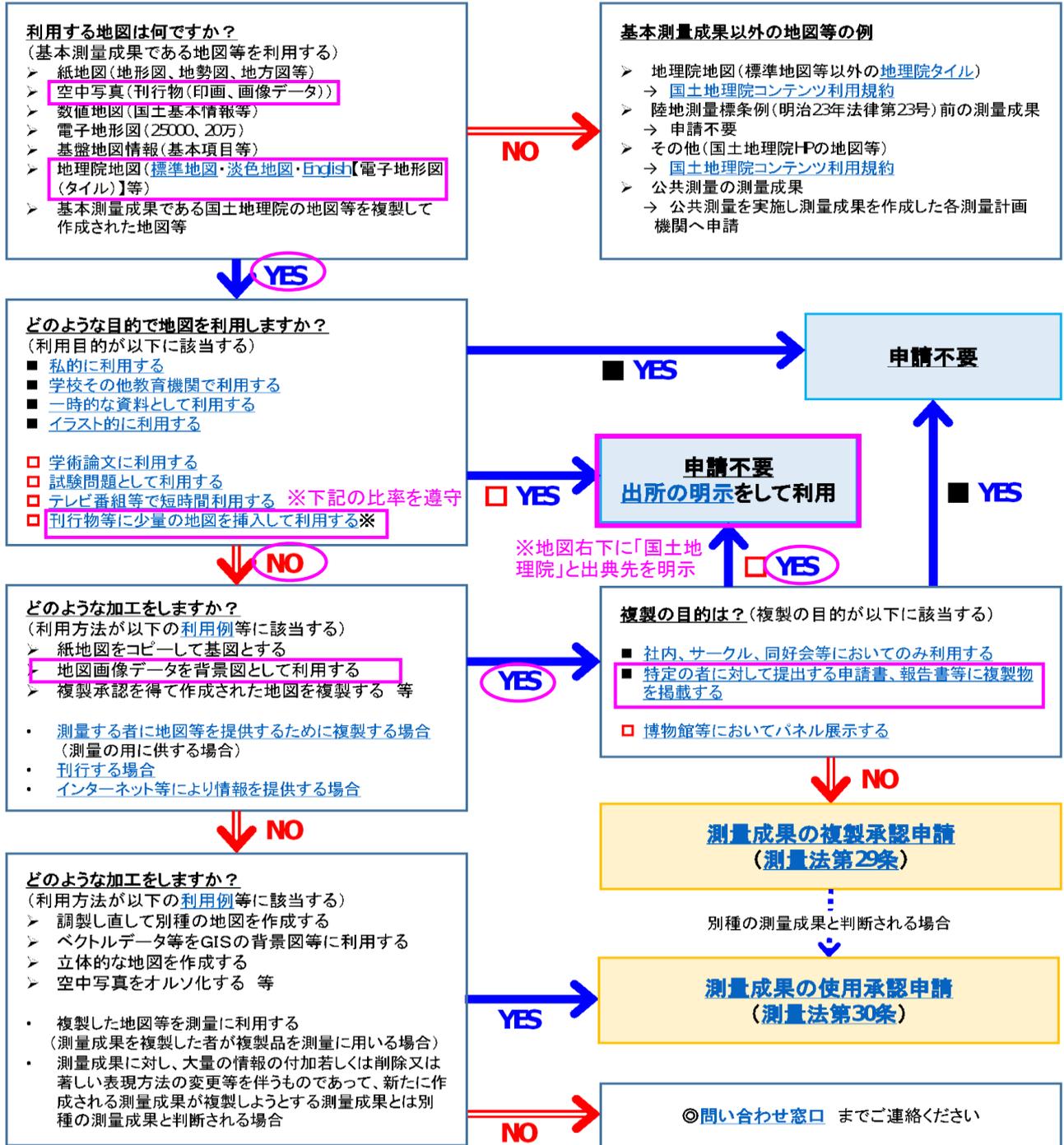


下図は、国土地理院の地図の利用手続に関して、申請が必要かどうかを判断するための「測量成果の複製・使用申請フロー」です。(出典: <http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>)

法人等がMapget Proを使用し、業務等で地図を報告書に添付する場合は下図のピンク枠に該当するため、申請は不要です。

## 【概要】国土地理院の地図の利用手続(測量成果の複製・使用申請フロー)

START



※刊行物等に少量の地図を挿入して利用(刊行物等に内容を補足するため、以下の基準の少量の地図等を補助的に挿入する場合)

◇書籍、冊子、報告書、パンフレット等の場合

- > 1ページの大きさに対し1/4以下の大きさと地図等の一部を掲載する場合
- > 1ページの大きさに対し1/2以下の大きさと地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の30%以内
- > 1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさと地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の10%以内
- > 内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用する場合



◇Webサイト等の場合

- > 300×400ピクセル以下の大きさと地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合
- > 300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさと地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合 → Webサイト全体の中で5枚まで(スクロール機能により画面の大きさ以上の地図等が見ることができる場合は、1枚でも申請が必要)

◎問い合わせ窓口 国土交通省 国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係  
 〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 TEL:029-864-4150(直) FAX:029-864-8285 お問い合わせフォーム  
 詳細については、「国土地理院の地図の利用手続き」を参照してください。<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.htm>